

日程第二	議第六号	垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について	議第十六号	平成二十二年垂井町老人保健医療特別会計予算
日程第三	議第七号	垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	議第十七号	平成二十二年垂井町公共下水道事業特別会計予算
日程第四	議第八号	垂井町介護保険条例の一部改正について	議第十八号	平成二十二年垂井町農業集落排水事業特別会計予算
日程第五	議第九号	垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	議第十九号	平成二十二年不破郡介護認定審査会特別会計予算
日程第六	議第十号	垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止について	議第二十号	平成二十二年垂井町介護保険特別会計予算
日程第七	議第十一号	垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて	議第二十一号	平成二十二年不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
日程第八	議第十二号	町営土地改良事業の施行に係る分担金賦課徴収について	議第二十二号	平成二十二年垂井町後期高齢者医療特別会計予算
日程第九	議第二十四号	大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について	議第二十三号	平成二十二年垂井町水道事業会計予算
日程第十	議第四号	垂井町まちづくり基本条例の制定について	議第二十四号	指定金融機関の指定について
日程第十一	議第十三号	平成二十二年垂井町一般会計予算	議第二十五号	副町長の選任について
	議第十四号	平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計予算	議第二十六号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
	議第十五号	平成二十二年垂井町簡易水道特別	議第二十七号	人権擁護委員の推薦について
			議第二十八号	人権擁護委員の推薦について
			議第二十九号	平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第十号）

日程第十八 議会議案第一号 垂井町議会議事委員会条例の一部改正
について

日程第十九 議会議案第二号 核兵器廃絶の国際条約締結に向け
て積極的な働きかけを求める意見
書について

日程第二十 議会議案第三号 永住外国人に対する地方参政権付
与に慎重な対応を求める意見書に
ついて

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。（午前九
時一分）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、
六番奥村耕作君、八番末政京子君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたして
ありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 議第五号 垂井町内部組織設置条例及び垂井町水道事
業の設置等に関する条例の一部改正につい
て

議長（衣斐弘修君） 日程第一、議第五号垂井町内部組織設置条

例及び垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これ
より質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五号垂井町内部組織設置条例及び垂井町水道事業の設置等
に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決す
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決され
ました。

日程第二 議第六号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条
例及び垂井町職員の給与に関する条例の一
部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第六号垂井町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例及び垂井町職員の給与に関する条例の一部改
正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第六号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三 議第七号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部

改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第七号垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第七号垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議第八号 垂井町介護保険条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第八号垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第八号垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原

案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第五 議第九号 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第五、議第九号垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第九号垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決され

ました。

日程第六 議第十号 垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止について

議長（衣斐弘修君） 日程第六、議第十号垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第十号垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第七 議第十一号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議長（衣斐弘修君） 日程第七、議第十一号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第十一号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、これを承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第八 議第十二号 町営土地改良事業の施行に係る分担金賦

課徴収について

議長（衣斐弘修君） 日程第八、議第十二号町営土地改良事業の

施行に係る分担金賦課徴収についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第十二号町営土地改良事業の施行に係る分担金賦課徴収については、これを同意することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第九 議第二十四号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に

関する協議について

議長（衣斐弘修君） 日程第九、議第二十四号大垣地域広域市町

村圏協議会の廃止に関する協議についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十四号大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十 議第四号 垂井町まちづくり基本条例の制定について

議長（衣斐弘修君） 日程第十、議第四号垂井町まちづくり基本条例の制定についてを議題といたします。

本案については、まちづくり基本条例審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

まちづくり基本条例審査特別委員長広瀬康君。

「まちづくり基本条例審査特別委員長広瀬康君登壇」

まちづくり基本条例審査特別委員長（広瀬康君） 今定例会第一日目の会議において本委員会に付託されました、議第四号垂井町まちづくり基本条例の制定についての審査の経過及び結果を議会の経緯とあわせて報告申し上げます。

このまちづくり基本条例は、今後の垂井町のまちづくりを進めるに当たり、住民、行政、議会のそれぞれの役割と責務を示すなど、大変重要な条例であります。このことにより、議会としては、議案審議、議決において客観的に判断するために、あえて策定委員会に議会代表の議員の参加はしませんでした。これまで議員各位で認識を深め、また常任委員会などでも既に条例を制定した先

進自治体の視察などを行ってきたところであります。さらに、まちづくり基本条例の策定が進められる中で、七月と十二月には策定委員会による任意の報告会を開催し、また二月にも三回にわたり議会全員協議会において調査・研究をしてきており、特に町民憲章とのかわりや議会の権能、住民投票などについての議論を深めてきました。そして、三月十七日に委員会を開催し、執行部の説明を求めると、慎重に審査した結果、本条例については妥当なものであり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、次の点について指摘、要望するものであります。

一、まちづくりセンター、まちづくり協議会、まちづくり審議会などの組織などのあり方について、早急に確立されたい。

二、この条例について、住民及び職員への周知、意識高揚を図られたい。

三、住民投票に伴う住民の請求権、議会の発議権などについて検討されたい。

四、この条例の見直しに当たっては、文言などの整合性をとりつつ検討されたい。

以上、要望し、報告を終わります。

議長（衣斐弘修君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを可決するべきものとなっております。

議第四号垂井町まちづくり基本条例の制定については、これを委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第十一 議第十三号 平成二十二年垂井町一般会計予算

議第十四号 平成二十二年垂井町国民健康保険

特別会計予算

議第十五号 平成二十二年垂井町簡易水道特別

会計予算

議第十六号 平成二十二年垂井町老人保健医療

特別会計予算

議第十七号 平成二十二年垂井町公共下水道事

業特別会計予算

議第十八号 平成二十二年垂井町農業集落排水

事業特別会計予算

議第十九号 平成二十二年不破郡介護認定審査

会特別会計予算

議第二十号 平成二十二年垂井町介護保険特別

会計予算

議第二十一号 平成二十二年不破郡障害者自立支

援認定審査会特別会計予算

議第二十二号 平成二十二年垂井町後期高齢者医

療特別会計予算

議第二十三号 平成二十二年垂井町水道事業会計

予算

議長（衣斐弘修君） 日程第十一、議第十三号平成二十二年垂井町一般会計予算から議第二十三号平成二十二年垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら十一案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしましたので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長広瀬文典君。

〔予算審査特別委員長広瀬文典君登壇〕

予算審査特別委員長（広瀬文典君） 今定例会第一日目の会議におきまして本委員会に付託されました、議第十三号平成二十二年垂井町一般会計予算から議第二十三号平成二十二年垂井町水道事業会計予算までの十一議案につきまして、審査の経過及び結果の報告を申し上げます。

本委員会としましては、三月五日から計四日間にあつて委員会を開催し、各課長等の説明を求めると慎重に審査いたしました結果、各予算については妥当なものであり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、次の点につきまして指摘、要望するものであります。

一つ、予算については審査の過程で出された意見等に十分に留

意し、計画的かつ効率的に執行されたい。

二つ、主要財源指標において悪化の傾向が懸念されており、今後とも健全財政の保持に努められたい。

三つ、自主財源の確保について、さらなる努力を尽くされたい。

四つ、主要施策、事業等の予算執行状況について十分に説明されたい。

五つ、今後の予算編成においては、垂井町第五次総合計画、各期の実施計画及び単年度の目標数値等を精査し、整合性を図られ、実効性を高めるよう努められたい。

以上を要望し、報告を終わります。

議長（衣斐弘修君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） ちよつと質問をいたします。

きのうもらった離山の工場誘致の件のアンケートの中に、市之尾地区に下水道の整備はできないかという答弁の中で、下水道計画は見直し中であるという文言がありますが、どの委員会においても今までこんな話は聞いたことないんですが、どのように見直しされていくのか、お尋ねいたします。

議長（衣斐弘修君） 委員長広瀬文典君。

〔予算審査特別委員長広瀬文典君登壇〕

予算審査特別委員長（広瀬文典君） 今の御質問に対してお答えいたします。

当委員会におきましては予算審査を中心にしてまいりました。

そのような件は、委員長としてはお答え申し上げる権限ではございませんから、そのように申し上げておきます。以上です。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより十一案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

お諮りいたします。

十一案に対する委員長報告は、いずれも可決するべきとなっております。

議第十三号から議第二十三号までの平成二十二年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

日程第十二 議第三十四号 指定金融機関の指定について

議長（衣斐弘修君） 日程第十二、議第三十四号指定金融機関の

指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十四号指定金融機関の指定について提案理由を御説明申し上げます。

現在の指定金融機関との契約が平成二十二年六月三十日をもって満了するのに伴い、七月一日から、大垣市郭町三丁目九十八番地、株式会社大垣共立銀行を指定金融機関に指定いたしたく、地方自治法第二百三十五条第二項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程され、提案説明がございました議第三十四号指定金融機関の指定について、補足説明をさせていただきます。

地方自治法第二百三十五条第二項では、市町村は政令の定めるところにより金融機関を指定して、市町村の公金の収納、または支払いの事務を取り扱わせることができると規定されております。

提案説明でもありましたように、現在の指定金融機関である株式会社十六銀行との三年の契約期間が本年六月三十日をもって満了となるのに伴い、本年七月一日から平成二十五年六月三十日まで、株式会社大垣共立銀行を指定金融機関にいたしたく、議会の

議決をお願いするものでございます。

なお、地方自治法施行令第六十八条第四項に定めます収納代理金融機関には、株式会社十六銀行、大垣信用金庫、西美濃農業協同組合、東海労働金庫を予定いたしているところでございます。円滑な事務の引き継ぎを行うという観点から、今議会に提案をさせていただきますのでございます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十四号指定金融機関の指定については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十三 議第三十五号 副町長の選任について

議長（衣斐弘修君） 日程第十三、議第三十五号副町長の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十五号副町長の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

西哲也副町長から、平成二十二年三月三十一日をもって退職したい旨の申し出があり、これを受理いたしました。

後任に若山隆史総務課長を選任いたしたく、地方自治法第百六十二条の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十五号副町長の選任については、これを同意することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十四 議第三十六号 固定資産評価審査委員会委員の選任

について

議長（衣斐弘修君） 日程第十四、議第三十六号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十六号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員大竹壽生氏の任期が平成二十二年三月二十一日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十六号固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十五 議第三十七号 人権擁護委員の推薦について

議長（衣斐弘修君） 日程第十五、議第三十七号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十七号人権擁護委員の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員安田さか江氏の任期が平成二十二年六月三十日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十七号人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十六 議第三十八号 人権擁護委員の推薦について

議長（衣斐弘修君） 日程第十六、議第三十八号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十八号人権擁護委員の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員高木厚子氏の任期が平成二十二年六月三十日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十八号人権擁護委員の推薦については、これを同意する

ことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十七 議第三十九号 平成二十一年度垂井町一般会計補正

予算(第十号)

議長(衣斐弘修君) 日程第十七、議第三十九号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第十号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

「町長中川満也君登壇」

町長(中川満也君) それでは、議第三十九号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第十号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は一千二百四十五万三千円の追加で、予算総額は八十九億二千七百万二千円となります。

補正いたしますものは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の受け入れによります財源振りかえと、財政調整基金への積み立ての増額をするものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(衣斐弘修君) 総務課長若山隆史君。

「総務課長若山隆史君登壇」

総務課長(若山隆史君) ただいま上程されました議第三十九号

平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第十号)の補足説明を申し上げます。

まず、表紙をごらんいただきたいと思えます。

第一条でございます。今回の補正は、歳入歳出予算のそれぞれ一千二百四十五万三千円を追加し、総額を八十九億二千七百万二千円とするものでございます。こちらの一千二百四十五万三千円につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第二次追加分として受け入れるものでございます。

第二項では、「第一表 歳入歳出予算補正」によるということで、次をおめぐりいただきますと、一ページでございます。歳入並びに二ページ、歳出をお示しさせていただいているところでございます。

それでは、事項別明細の詳細に入ってまいりたいと思えます。ページをおめぐりいただきまして、六ページでございます。款二総務費、項一総務管理費、目一一般管理費でございます。こちら、一般財源から国庫支出金に三十五万三千円を振りかえるものがございます。財源更正でございます。ただいまも申し上げますとおり、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業のうちの一つでございますが、この事業は全十八事業ございまして、総額七千八百二十四万六千円の規模でございます。この国庫支出金は五千五百八十六万三千円という形でございますが、今回の追加分、第二次分でございますが、一千二百四十五万三千円を合わせまして、六千八百三十一万六千円となるものの、それぞれの財源振りかえとなっておりますのでよろしくお願いたします。

続きまして、目十一財政調整基金費でございます。一千二百四

十五万三千円を追加させていただくものでございます。これから申し上げますが、財源更正で一般財源から国庫支出金に財源を移したということで、一般財源分の財源をもってこの財政調整基金に積み増しをさせていただくというものでございます。一千二百四十五万三千円、同額でございますが、させていただきたいという考え方でございます。

初日の議会におきまして、二億円を既に積み増しをお願いをいたしたところでございます。

続きまして、款三民生費、項一社会福祉費、目六老人福祉施設費でございます。三十九万三千円を財源更正を行います。

続きまして、款三民生費、項二児童福祉費、目二児童福祉施設費でございます。百十一万五千円を財源更正いたすものでございます。

続きまして、款六農林水産業費、項一農業費、目四農村婦人の家管理費でございます。八万円の財源更正を行うものでございます。

次のページでございます、七ページ。

款六農林水産業費、項二林業費、目一林業総務費でございます。五十一万二千円を財源更正いたすものでございます。

款八土木費、項二道路橋りょう費、目三道路新設改良費でございます。三百四十九万九千円を財源更正いたします。

款八土木費、項三河川費、目二河川維持費でございます。二百三万四千円を財源更正いたすものでございます。

続きまして、款八土木費、項四都市計画費、目八駅周辺整備費でございます。百九十六万八千円を財源更正いたすものでござい

ます。

続きまして、款九消防費、項一消防費、目二消防施設費でございます。百四十九万三千円を財源更正いたすものでございます。

次、ページをおめくりいただきますと、款十教育費、項五社会教育費、目三公民館費でございます。百万六千円を財源更正いたすものでございます。前回、財源更正比率の国庫支出金の配分は、おおむね七二％を目途に振りかえをいたしておりますが、今回は追加分を配分するというところで、八八％から八九％の率でもって配分をいたしたところでございます。

お戻りをいただきまして、五ページでございます。

歳入、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、目一総務費国庫補助金でございます。一千二百四十五万三千円を追加させていただきます。一億九千五百四十一万九千円となるものでございます。再三申しておりますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第二次分でございます。よろしくお願いをいたします。

以上、事項別明細を終わります。

以上をもって補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） ちよつとお尋ねいたしますが、ちよつど今回第二次補正が千二百四十五万三千円、国庫補助がついたということは大変うれしいわけでございますが、補正予算で七千八百二

十四万六千円の補正をされましたよね、前回。これらの契約状況等々がある程度わかっただら教えていただきたい。きのう資料をいただいてあります地デジ対応から、合原公民館の空調設備改修等々につきまして、契約状況をちょっとお尋ねいたします。

それと、今回千二百四十五万三千円、財調の方で積み立てされておるわけですが、三月補正で二億円されたわけで、そこへまた積み増しということになるわけですが、庁舎建設基金へ三月に八千九百万積み立てされておるわけですが、こちらの方へ積み立てるということは考えられなかったかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十番議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

二点目の基金の積み立て方といいますが、庁舎の方に回せなかったのかというお話ですが、基本的にやはり庁舎につきまして特目基金という形になりまして、全く動かしようがない、積み増しということには変わりないんでありますけれども、やはり非常に財政状況が厳しい中、割と自由度のある財調に積み増すことによつて、今後のいろんな対応を考えていきたいというふうに考えております。当然、もし庁舎等の建設の話が進むというときに、財調に持つておるものも一部投入するということにもなってくると思えますので、そこら辺の融通性はあると思えます。

それと、財調はどうしてもここ近年減つておりましたので、何とかこれがある程度維持しながら町政の運営に当たっていききたい

と、財源の確保をしっかりとしていきたいという思いがございましたので、今回は財政調整基金の方に積み増しをさせていただいたというところでございます。よろしく御理解を賜りたいと思えます。

契約状況につきましては、担当の方から補足説明をいたさせます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 十番議員の最初の御質問でございました契約執行状況はいかなものか、どうなっているかという話でございますが、本定例会の初日に繰越明許の議決を賜ったところでございます、この案件。十八事業でございます。総額では、議員も申されましたように、七千八百二十四万六千円という形になっております。こちらは、初日に議決を受けまして、ただいま準備行為に入つたところでございます。いまだ契約には至っておりませんので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」
これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十九号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第十

号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十八 議会議案第一号 垂井町議会委員会条例の一部改正
について

議長(衣斐弘修君) 日程第十八、議会議案第一号垂井町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番(末政京子君) 議会議案第一号垂井町議会委員会条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成二十二年四月一日から下水道課と水道課が統合され、上下水道課となるのに伴い、所要の改正を行うものでございます。

お手元に配付いたしました新旧対照表をごらんください。

第二条の表、総務産業建設委員会の項中、「下水道課、水道課」を「上下水道課」に改めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。
議長(衣斐弘修君) これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議会議案第一号垂井町議会委員会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十九 議会議案第二号 核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める意見書について

議長(衣斐弘修君) 日程第十九、議会議案第二号核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。一番藤埴理君。

〔藤埴理君登壇〕

一番(藤埴理君) 議会議案第二号核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

垂井町においては、昭和六十二年十二月議会において戦争放棄の日本国憲法の原理に基づき、安全で住みよいまちづくりを実現する立場から、垂井町非核平和都市宣言を決議していることは、

皆さん御存じのとおりです。

さて、米国のオバマ大統領は、昨年四月五日にプラハで行った演説において、核兵器廃絶に向けて、国として取り組むことを初めて明示するとともに、「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある。」と述べ、「核兵器のない世界」に向けて、「一緒に進んで平和と進歩の声を高めなければならない。」と、世界に向けて協力を呼びかけました。さらに、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第三回準備委員会で読み上げられたメッセージでは、「核兵器のない世界の平和と安全保障の追求」を改めて訴え、「米国がNPTの約束を果たす」と表明しました。

こうした国際的な動きは、核兵器廃絶への機運として重要であると考えます。よって、国においては、世界でただ一つの被爆国として、被爆六十五周年を迎える本年のNPT運用検討会議において、二〇〇〇年に合意された核兵器廃絶の明確な約束を再確認し、履行に向けた主導的役割を果たすとともに、核保有国を初め国際社会に対し、核兵器廃絶の国際条約締結を目指した国際交渉の開始に向けて積極的な働きかけをされますよう、政府に対し意見書を提出するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第二号核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十 議会議案第三号 永住外国人に対する地方参政権付

与に慎重な対応を求める意見書に

ついて

議長（衣斐弘修君） 日程第二十、議会議案第三号永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。一番藤墳理君。

「藤墳理君登壇」

一番（藤墳理君） 議会議案第三号永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

政府・与党が国会に提出しようとしている永住外国人に地方参政権を付与する法案は、戦前から日本国内に在住していた住民及

びその子孫（特別永住者）のうち、韓国籍を対象に自民党政権時代から議論が行われてきているものです。

現在、約四十一万人の特別永住者は、若い世代を中心に毎年一万人が日本国籍を取得し、帰化によって参政権を得つつあり、特別永住者の数は年々減少しています。

一方、一般永住者は近年急増傾向にあり、政府・与党は一般永住者にも参政権を付与しようとしています。しかし、我が国との間に国土や防衛など外交上の懸案を抱えている国の在住者に参政権を付与した場合、果たして永住者が日本の国益となる判断をされるのか疑問が残ります。よって、このような疑義のある法案提出には慎重な対応をとられるよう、政府に対し意見書を提出するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。
議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「挙手する者あり」

十二番広瀬康君。

「広瀬康君登壇」

十二番（広瀬康君） ただいま提案されております永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求め意見書ですが、後半に、先ほどの説明によりますと、しかし、我が国との間に、国土や防衛など外交上の懸案を抱えている国の在住者に参政権を付与することについては慎重にしてほしいと、こういうことなんです

ね。確かにいろんな問題はありますけれども、長年、外国人でも日本の国籍を持ちながら、あるいはいろんなことについて、特に地方参政権ですから、権利だけ奪われて、いわゆる税金だけ払っているというような状況もありますね。先ほどの核兵器の廃絶をめぐる国際条約に積極的に働きかけてほしいのもそうです。我が国は平和憲法を持ち、そして新しい旅立ちをして、もう六十五年になります。世界の平和に対して積極的な役割を果たさなきゃならぬところで、しかも外国人が日本にはたくさん今入ってきておられます。ともに同じ権利のもとに生活する、そういうことは早急に求められています。ですから、反対ではないわけですが、慎重な対応ということですから、少しは和らいではいけませんけれども、基本においてそういう防衛上の問題とかというようなことをここで殊さら出すことは、私は好まないと思います。

したがって、この意見書に対しては反対をしたいと思います。
議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

「発言する者なし」

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議会議案第三号永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十二年第二回垂井町議会定例会を閉会いたします。（午前九時五十八分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

議長 衣 斐 弘 修

議員 奥 村 耕 作

議員 末 政 京 子